

## 第254回埼玉県都市計画審議会

令和5年11月30日午前10時00分開会

場所 ロイヤルパインズホテル浦和

○事務局 定刻になりましたので、ただいまから第254回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます埼玉県都市整備部都市計画課副課長の粕谷と申します。よろしくお願いたします。委員の皆様には、お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。埼玉県都市計画審議会条例第5条第2項の定めにより、会議を開くには委員の2分の1以上が出席している必要があります。本日20名の御出席をいただいております、規定の定足数に達しているため、本会議は成立となります。

ここで本日の資料を確認させていただきます。事前にお配りした資料が配布資料一覧表、議案概要一覧表、議案書でございます。加えて本日机の上にお配りしておりますのが、次第、座席表、委員名簿でございます。

以上でございますが、不足はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ここで10月16日付けで新たに就任していただいた埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第3号に規定する委員を御紹介させていただきます。

恐れ入りますが、お名前をお呼びしたら、その場で御起立をお願いします。

蓮田市長の山口京子様でございます。

○山口委員 蓮田市長の山口京子です。どうぞよろしくお願いたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、注意事項について御説明させていただきます。まず、お手元のマイクの使用方法について御案内いたします。御発言の際にはマイクのボタンを押していただくとランプが赤色に点灯いたしますので、その状態でお話してください。御発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押していただきランプが消えている状態に戻していただくようお願いいたします。

また、マイクが音声を拾いやすくするため、御発言の際には、口元にマイクを近づけていただきますようお願いいたします。

次に、令和6年度中のオンライン傍聴運用に向け、今回は試験的に幹事席側にオンライン傍聴用のカメラを設置させていただいております。事務局職員がカメラ映りやマイクの調子を確認するために設置しており、県民向けの配信はしておりませんので御承知おきください。

それでは、この後は埼玉県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、大沢会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

○会長（大沢） 皆様、おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

本日、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

ございます。皆様の御協力をいただきまして、この審議、慎重かつ効率的に進めていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず本日の会議録の署名委員でございますが、埼玉県都市計画審議会運営規則第5条第2項の規定により、私から指名させていただきたいと思っております。まず、山本委員さん、それから高木委員さん、お願いしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。よろしくお願いいたします。

次に、本会議は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づき原則公開となっております。私といたしましては、本日は非公開にすべきと思う案件はございません。皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） ありがとうございます。

それでは、本日の審議会は全て公開で進めさせていただきたいと存じます。

傍聴人の方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 いらっしゃいます。

○議長（大沢） それでは、傍聴人の入場を許可いたします。

少々お待ちください。

〔傍聴者入場〕

○議長（大沢） それでは、審議に入ります前に、傍聴人の皆様に傍聴上の御注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りいたしました傍聴要領をよく読み、遵守させていただきたいと存じます。この傍聴要領に反する場合につきましては退場していただくことがございますので、御理解のほど何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより第254回埼玉県都市計画審議会の議事に入りたいと思っております。

本日は、お手元の次第にございます議第5326号「川越都市計画道路の変更について」をはじめとする2件でございます。

では、まず議第5326号「川越都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事から説明のほうよろしくお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の吉岡でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議第5326号、川越都市計画道路の変更につきまして御説明いたします。議案書は、5ページから13ページでございます。お近くのモニターを併せて御覧ください。

本議案は、川越都市計画区域内の都市計画道路2路線を変更するものでございます。川越都市計画区域は、川越市、日高市、川島町の行政区域全域からなり、都心からおおむね40km、本県の中央部に位置しております。今回変更いたします都市計画道路のうち3・4・11号市内循環線は、川越市脇田町を起点とし、仙波町4丁目を終点とする延長約5,470m、代表幅員16mの都市計画道路です。

また、3・5・19号川越上尾線は、川越市宮下町1丁目を起点とし、大字中老袋字田島を終点とする延長約4,510m、代表幅員12m、2車線の都市計画道路でございます。今回の変更は、赤い円でお示しました市内循環線と川越上尾線との交差点付近におきまして、道路線形等の変更を行うものでございます。

具体的な変更につきまして、拡大図にて御説明いたします。3・4・11号市内循環線は、川越氷川神社の参道として古くから地域住民に親しまれておりましたが、歩道が未整備となっております。鯛みくじや絵馬トンネル、縁むすび風鈴といったユニークな取組もございまして、氷川神社を訪れる観光客が年々増えております。交通安全対策として、この都市計画道路の早期整備が期待されているところです。地元川越市では、歴史的町並みの魅力を高めつつ、周辺交通の安全性、回遊性の向上を念頭に置き、この道路の整備のあり方について地域住民とともに丁寧に検討を行ってまいりました。検討の結果、参道沿いの貴重な緑を極力残しつつ、目抜き通りとして参道を歩くと真っすぐ正面に見える神社の鳥居の景観を守るため、現在の都市計画道路の線形を見直すことといたしました。

こちらは、変更箇所の航空写真となります。黄色の線で示している現在の都市計画決定された道路線形で整備した場合、中心線が神社の鳥居から大きく西側、図面では左側へずれてしまいます。そこで赤色で示したとおり、道路線形を東側、図面では右側へシフトし、鳥居の見通しを確保いたします。具体的には市内循環線の線形変更に伴い、黄色の区域を削除し、赤色の区域を追加するとともに併せて車線数を決定いたします。また、交差点形状の変更に伴い、接続する川越上尾線の起点が東側、図面ですと右側にずれることから、路線の延長を変更いたします。

議第5326号、川越都市計画道路の変更につきまして、2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、川越市に対して意見照会をいたしましたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5326号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

ちょっと1点だけ、確認。これ交差点のところでございますので、地元の警察等から交通安全の協議というのは全て調っているというような理解でよろしゅうございますでしょうか。

○幹事（都市計画課長） 御質問ありがとうございます。道路構造令を遵守した上で、警察協議を丁寧に行っております。了承ということで回答いただいているところでございます。

○議長（大沢） はい、了解いたしました。ありがとうございました。

ほか、よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） ありがとうございます。

それでは、他に質問等ございませんでしたので、それでは、議第5326号の議事につきまして採決をいたします。

議第5326号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） ありがとうございます。

異議がないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

皆様、ありがとうございました。

続きまして、次に、議第5327号「深谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議に供します。

幹事から議案の説明のほうよろしく願います。

○幹事（建築安全課長） 建築安全課長の山田でございます。よろしく願います。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

それでは、議第5327号、深谷都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について御説明いたします。議案書は15ページから21ページになります。お近くのモニターを御覧ください。

初めに、建築基準法第51条の制度概要について御説明いたします。産業廃棄物処理施設等の用途に供する建築物は、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ建築することができません。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合は建築が可能となります。

なお、特定行政庁とは建築行政の指導権限を持つ地方公共団体の長のことで、埼玉県内ではさいたま市など12市の各市長、または埼玉県知事が該当します。今回の議案は、深谷市内に計画されるものであるため、許可権者である埼玉県知事が特定行政庁として本審議会に付議するものでございます。

本議案は、その計画の敷地の位置が都市計画上、支障がないと認められるかについて御審議いただくものです。

続きまして、今回の敷地の位置について御説明いたします。敷地の位置は、青く着色した深谷都市計画区域内にございます。深谷都市計画区域は、深谷市の行政区域の一部です。深谷市は、県の北部に位置しており、都心から70km圏にございます。

次に、もう少し拡大した地図で御説明いたします。敷地は、画面中央下の赤く塗った場所でございます。J R高崎線深谷駅から南東へ約2.8kmの地点にあり、所在地は深谷市上野台字松原1450番15、同番16、同番17でございます。今回の敷地は、熊谷工業団地の一角にあり、用途地域は工業専用地域でございます。

次に、車両の搬出入経路でございますが、幹線道路である県道熊谷児玉線に接続する幅員21mの

深谷市道幹2号線及び幅員16mの深谷市道I—120号線を通って搬出入を行う予定でございます。

次に、計画の概要について御説明いたします。今回の計画は、産業廃棄物処理施設を新設するものでございます。新設する施設は、焼却施設が1基、破碎施設が1基でございます。それに伴い建築物として廃棄物処理棟、計量棟、休憩棟、保冷库棟、不燃物ヤード棟、外部トイレ棟、駐輪場の計7棟を新築するものでございます。また、工作物としてプラントエリア、重油ポンプ、非常用発電機、廃油タンク、重油タンクを新設するものでございます。

続きまして、施設の配置について御説明いたします。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は7,166.62㎡でございます。緑色の部分は緑地を示しております。オレンジ色で示した部分は建築物であり、先ほど御説明したとおり計7棟新築いたします。青色で示した部分は工作物でございます。廃棄物処理棟の中に黄色で示されている破碎施設を設置いたします。また、プラントエリアの中に赤色で示されている焼却施設を設置いたします。

画面下側、ピンク色で示した部分が搬出入経路の深谷市道I—120号線であり、幅員は16mでございます。なお、車両の待機スペースは敷地内に確保しております。

最後に、排水設備についてですが、雨水の処理については雨水浸透槽で地下浸透します。また、生活排水については、浄化槽を経由し、敷地西側の深谷市道幹2号線にある排水管に排水いたします。なお、廃棄物処理施設の稼働に伴う排水については、焼却施設の冷却などに使用するため、敷地外への排出はございません。

以上が、深谷市都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての概要です。

当該施設の敷地の位置について、深谷市に意見照会したところ、支障ない旨の回答を得ております。県といたしましても、この敷地の位置について、都市計画上、支障がないものと考えております。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございました。

ただいまの内容につきまして、御質問等ございましたらお受けしたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） それでは、議第5327号の議案につきまして採決をいたします。

議第5327号につきまして、都市計画上、支障がないと認めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） ありがとうございます。それでは、異議ないものとして、本案は都市計画上、支障がないと認めることといたします。皆様ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の議事は終了いたします。皆様、御協力、大変ありがとうございます。

いました。

それでは、傍聴の皆様につきましては、事務局の指示に従いまして退場のほう、よろしく願いいたします。

〔傍聴者退場〕

○議長（大沢） そのほか、事務局より事務連絡等ございますでしょうか。

課長、よろしく願いいたします。

○事務局 都市計画課長の吉岡でございます。少々お時間をいただきたいと思います。連絡事項をさせていただきます。着座にてお話しさせていただきます。

今後の都市計画審議会の運営におけるオンライン傍聴と会議のオンライン化につきまして御連絡申し上げます。

お手元に配布しております参考資料1、オンライン傍聴への対応について（案）を御覧いただきたいと存じます。1の経緯でございますが、令和5年3月に附属機関等への県民参加の促進に関する指針の一部が改正され、附属機関等が会議を公開する場合、原則として希望する者にはウェブ会議システムによる傍聴を認めることとなりました。本審議会におきましても、令和6年度中の実施に向け、委員の皆様の御意見等伺いながら準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、2のオンライン傍聴実施方法についてでございます。まず、（1）実施方法でございますが、オンライン傍聴の環境がない県民のため会場傍聴も併せて行うものいたします。

次に、（2）会議中継でございますが、傍聴は会議中継の受信のみ可能とし、傍聴者から音声等配信はできないこといたします。

次に、（3）提供資料でございますが、オンライン傍聴者には議案概要一覧表のみ提供することいたします。これは、埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱第9に即した対応となっております。

次に、（4）傍聴要綱でございますが、新たにオンライン傍聴者向けの傍聴要綱を作成いたします。これまでの会場傍聴に関する要綱を基本としつつ、オンライン傍聴に関する遵守事項等を追記いたします。具体的には破線で囲んだように、傍聴URLの漏えいの禁止、配信した会議中継を転写することを禁止することなどを追加していきたいと考えております。

お近くのモニターを御覧ください。現在モニターに映し出されている画像がオンライン傍聴で配信する際の画面イメージとなります。議案の説明中は、会場と同じように説明用スライドを配信する予定でございます。

次に、参考資料2、会議のオンライン化への対応について（案）を御覧ください。まず、1の経緯ですが、令和5年5月から県主催の会議は原則オンライン会議とすることとなりました。本審議会では、委員の皆様の利便性や参加機会の向上を図るため、現在の対面による会議とオンライン出席も併用して令和6年度中から開催できるよう検討を進めております。

次に、2の対応方針についてでございます。まず、(1)出席方法でございますが、これまでの会場出席に加え、オンラインでの出席も可能といたします。このため、出欠の確認は、会場出席、オンライン出席、欠席のいずれかを確認させていただきたいと思っております。

次に、(2)会議の実施方法でございますが、会場出席の委員の皆様につきましては、従来どおりの実施方法で出席していただきます。オンライン出席の委員の皆様には、音声とともに会場内のモニターと同じ画像を配信いたします。

円滑な議事進行を確保するため、オンライン傍聴とは別の回線で配信することを予定しています。なお、発言はオンライン出席の委員の皆様も可能となるよう準備いたします。

以上がオンライン傍聴と会議のオンライン化の現時点における事務局の案でございます。

ここでお願いがございます。お手元にアンケート用紙を事前に配布させていただきました。ただいま御説明させていただきました内容を含め、委員の皆様からオンライン傍聴と会議のオンライン化に関する御意見を頂戴したいと考えております。お手数ですが、アンケートに御協力いたしますようお願い申し上げます。この後、電子メールでもアンケート用紙をお送りいたしますので、ファクス、もしくはメールにて御回答いただきますよう、よろしく願いいたします。頂いたアンケートの内容を踏まえまして、今後の本審議会における対応方針について、さらに検討を深めてまいります。

事務局からは以上でございます。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございました。

その他ということでオンライン傍聴、それから、皆様のオンラインでの会議の御出席につきまして御説明いただいたところでございます。この内容につきまして、後日アンケートの回答というふうなお話もございましたが、この場にて、もし御質問とかございましたらお受けしたいと思いたしますが、皆様いかがでしょうか。

○内山委員 よろしいでしょうか。

○議長（大沢） はい。

○内山委員 オンライン出席の場合、何か特別なソフトが必要なんですか。

○事務局 御質問ありがとうございます。特に特別なソフトが必要ということはないと思います。また、極力負担がないような体制でできるようにしたいと思います。

以上です。

〔「ソフトがないとオンライン出席できないのでは」という者あり〕

○事務局 大変失礼しました。ズームチャットを利用した形にはなるかなと思います。まだ確定ではないんですが。何もソフトがないと見られませんが、訂正をさせていただきます。

○事務局 求める機能から市場性の高いものを利用させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大沢） 今御指摘いただいた、ソフトはいろいろズームなどございますけども、一度決まりましたら、オンライン参加で事前にちゃんと入れるかどうかの御確認等をしていただきながら、多分ソフトが入っていないと、ダウンロードせざるを得なくなると思いますので、事前の御準備もぜひ御検討よろしくお願いたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） 先ほどアンケートに御回答いただきたいという依頼がございましたので、この後メールでの御配信もありましたら、ぜひ皆様御協力いただきまして、オンラインでの対応につきまして御意見をお寄せいただければと思います。

それでは、ここで議長の任を解かせていただき、進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。

○事務局 大沢会長、議事進行ありがとうございます。また、委員の皆様には円滑な御審議に御協力をいただき誠にありがとうございます。

ここで事務局から委員の出席数について修正させていただきます。冒頭で出席委員を20名とお伝えいたしましたが、遅れて参加された方がいらっしゃいましたので、21名に変更させていただきます。

では、以上をもちまして、第254回埼玉県都市計画審議会を閉会といたします。

本日はお疲れさまでございました。ありがとうございました。

午前10時28分 閉 会